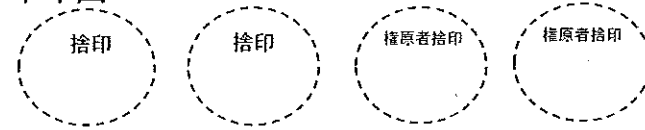


会長	局長	副局長	農地係長	振興係長	担当	担当	担当	分室長	担当	担当

議案入力 No.	台
	受

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等の申出書

佐賀市長 秀 島 敏 行 様



農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権設定等促進事業により、下記の農用地等について 賃借権
使用貸借権 の設定をしたいので、佐賀市の基本構想に基づき申し出ます。

申し出人	住 所	氏名又は名称	生年月日	電 話	備 考
利用権の設定を受ける者 (借り手) (乙)	郵便番号 ()	ふりがな (印)			() 農業者年金加入者 () 農業者年金受給権者 () 納税猶予該当者
利用権を設定する者 (貸し手) (甲)	郵便番号 ()	ふりがな (印)			() 農業者年金加入者 () 農業者年金受給権者 () 納税猶予該当者

※未相続・共有名義の場合は、権原者の同意が必要です(2枚目も同様)

利用権を設定する土地				設 定 す る 利 用 権										利用権を設定する土地の (甲)以外の権原者等			備 考				
所 在			現況地目	面積 ㎡	利用 内容	始 期 終 期	存 続 期 間	借 賃		期間借地 の 場 合	借賃の 払 方	利用権 の 種 類	法 律 関 係	住 所	氏名又は 名 称	権原の 種 類	助 成 金 又 は 推 進 費			借賃の支払期 限及び口座振 込の場合の指 定金融機関名	そ の 他
大 字	字	地 番						10 a 当 り	年 額								新	再	無		
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権							(支払い期限) 毎年 月 日 までに 金融機関名	
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権								
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権								
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権								
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権								
					年 月 日から 年 月 日まで	年	円	円	円	円	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 賃借権 2 使用 貸借権	1 賃借権 2 使用 貸借権								
計	筆 数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	その他	筆	面積	田	㎡	畑	㎡	樹園地	㎡	その他	㎡			㎡

6	(貸し手)	
事由 (賃借権・使用貸借権の設定)	コード	
経営委譲年金の受給のため	3 1	
農業廃止	3 2	
兼業による経営縮小	3 3	
高齢化による経営縮小	3 4	
病気等で労力不足	3 5	
耕作不便・低生産地のため	3 6	
集落部門への転換のため	3 7	
相手方の要望	3 8	
その他	3 9	

17	(貸し手)	
経営農地面積	コード	
不耕作	0 1	
0. 3未満	0 2	
0. 3～0. 5	0 3	
0. 5～0. 7	0 4	
0. 7～1. 0	0 5	
1. 0～1. 5	0 6	
1. 5～2. 0	0 7	
2. 0～2. 5	0 8	
2. 5～3. 0	0 9	
3. 0～5. 0	1 0	
5. 0～7. 5	1 1	
7. 5～10. 0	1 2	
10. 0～15. 0	1 3	
15. 0ha以上	1 4	

3	(借り手)	
通作距離	コード	
1 km未満	1	
1～10	2	
10～20	3	
20～30	4	
30 km以上	5	

14	(借り手)	
中核農家	コード	
該当する	1	
該当しない	2	

※60歳未満の男子農業従事者（自家農業に150日以上従事する者）のいる農家である。

13	(借り手)	
経営改善計画の認定の有無	コード	
有	1	
無	2	

43	(借り手)	
再設定の状況	コード	
再設定した	同一人を相手にして	0 1
	相手を変更して	0 2

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

捺印
捺印
権原者捺印
権原者捺印

1 各筆明細

受付コード		利用権の設定を受ける者(乙)	生年月日 年 月 日	電話番号	区分	地区	世帯	農協名	地区名
登録区分	1 新規 2 再設定 3 一部変更	利用権を設定する者(甲)	生年月日 年 月 日	電話番号	1				
	4 中途解約 5 取消		氏名又は名称	住所	2				

利用権を設定する土地				設定する利用権								利用権を設定する土地の(甲)以外の権原者等			備考									
区域	所在			現況地目	面積 m ²	利用内容	始期 年月日	存続期間	借賃		期間借地の場合	借賃の支払方法	利用権の種類	法律関係	住所	氏名又は名称 同意印	権原の種類	助成金又は推進費			借賃の支払期限及び口座振込の場合の指定金融機関名	その他		
	大字	字	地番						10 a 当り	年額								新	再	無				
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権									(支払い期限) 毎年 月 日までに 金融機関名	
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
							年 月 日から	年	円	円	月 日から	1 現金 2 口座 3 物納 4 役務	1 貸借権 2 使用貸借権	1 貸借権 2 使用貸借権										
計	筆数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	その他	筆	面積	田	m ²	畑	m ²	樹園地	m ²	その他	m ²						

共通事項を了承し、この計画に同意する。

農用地区域は 1
市街化区域は 2
その他は 3

利用権の設定を受ける者 氏 名 _____ (印) (同意 平成 年 月 日)

利用権の設定をする者 氏 名 _____ (印) (同意 平成 年 月 日)

2 利用権の設定などを受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称		性別	男・女	年齢	歳	農業従事日数		日	農家番号								
(A) m ²		(B) m ²		(C)		兼業の有無			利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			利用権等の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)			
						区分	有	無	職種	世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上60歳未満のもの)		雇用労働力(年間延日数)	種類	数量	種類(台数)	
農地		自作地				本人	有	無		男	人	農業専従者 (人)				トラクター () 乾燥機 ()	
採草放牧地		小作地				いる	有	無			人	主として農業に従事する者 (人)				コンバイン () 草刈機 ()	
その他		計				後継者	有	無		女	人	従として農業に従事する者 (人)				耕運機 () 動噴 ()	
		採草放牧地				いない					人					田植機 () 動散 ()	
											補助者					バインダー () トラック ()	

3 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

エ カントリー及びライスセンターの固定経費及び利用料金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に

増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（「土地改良法（昭和24年法律第195号）」に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価格とする。

エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。